

いじめ対策委員会

校長

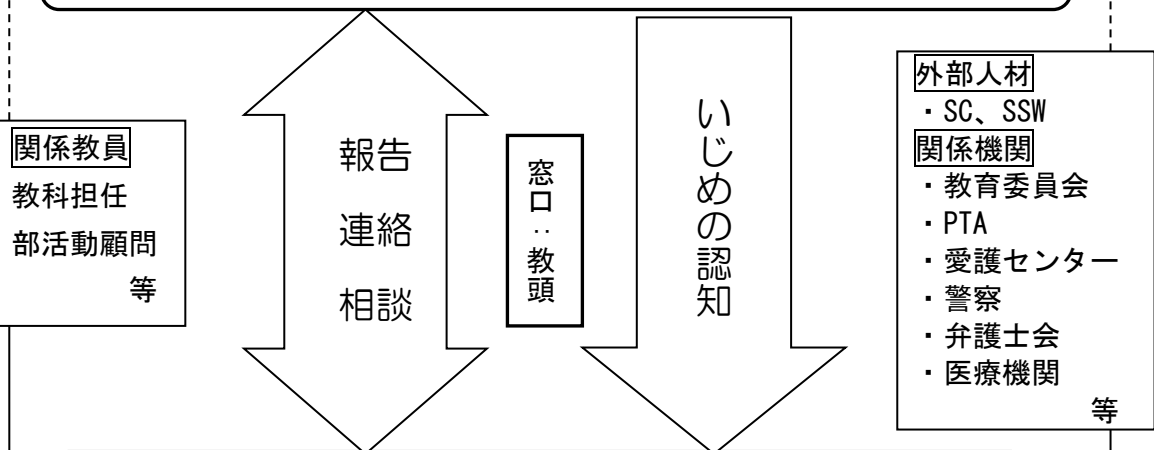
教頭

連絡：教職員、保護者、生徒等

生徒指導部長、学年主任、教育相談担当者、養護教諭、図書館司書等

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・ いじめの情報の迅速な共有
 - ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班との連携

いじめの情報



いじめ対応サポート班

生徒指導部長

学年主任・学科長・担任・教育相談担当・養護教諭等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係生徒への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携
 - * 必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告